

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 4 | 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

平成30年6月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 軽自動車税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>軽自動車税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。</p> <p>賦課期日(4月1日)時点で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の定置場所を当該市内に有する所有者に対して、軽自動車税を賦課し、収納業務を行う。</p> <p>① 軽自動車税の賦課に関する車両情報の管理(登録・名義変更・廃車・減免情報等のシステム入力) ② 軽自動車税の賦課決定、納税通知書の送付、収納及び滞納管理 ③ 証明書の発行 ④ その他、上記に関連する事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報についての情報照会を行う。</p> |
| ③システムの名称 | ① 軽自動車税システム ② 自動交付システム ③ 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) ④ 収納管理システム ⑤ 滞納管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1) 軽自動車税情報ファイル (2) 収納情報ファイル (3) 滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の16の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二第27項 (情報提供は行わない。) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:772 納税課:782) |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 矢萩 茂 納税課長 金子 重也 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 天童市総務部総務課 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 電話023-654-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 天童市総務部 税務課 同 納税課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線 税務課:772 納税課:782) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

